農・林・水産，観光を“生業”とした屋久島産業の未来創造に取り組みます！

農林普及課長

淵之上　修一

昨年，屋久島は世界自然遺産登録20周年を迎えました。人と自然が共生する社会をめざす屋久島環境文化村構想も推進されています。まさに，屋久島農業は人・環境との共生が求められています。島特有の環境を背景に，農業者のみなさんの技術・経営内容を改善する「点」としての活動はもちろんのこと，地域全体の収益性向上や新技術の導入，地域振興を推進する「面」としての総合的な目標提案型活動を推進します。屋久島の特性を生かした農業のあるべき姿を描いていく環境づくりが重要でしょう。

今こそ，みんなで知恵を出し合う農業者のネットワーク化，関係機関・農業者との目標共有等の強化が必要です。農林普及課は農業普及係，農村整備係，林務係が連携した３係体制のもと，農・林・水産，観光を“生業”とした屋久島特有の産業構造の未来創造に取り組みます。職員11名，メンバーの入れ替わりはありましたが，屋久島の各種産業の好循環をめざし新しい風を吹かせたいと考えています。今後ともよろしくお願いいたします。

農業普及係

田淵昭徳
技術主幹兼農業普及係長
係の総括，果樹，ブランド産地育成

徳田博幸
技術専門員
畜産，経営，担い手育成

船迫田鶴
技術主査
地域振興，食育・地産地消，女性起業

内村浩一郎
技術主査
茶，新規就農・青年農業育成

入料珠美
技術主査
野菜，花，作物，病害虫，土壌肥料

農村整備係

上川浩二
技術主幹兼農村整備係長
係の総括，事業全般

増田恭一
技術主査
畑総鈴岳地区2期地区，中山間上屋久地区

浮邉康弘
技術主査
畑総鈴岳地区，水土里サークル活動

林務係

齋藤昌彦
林務係長
係の総括，狩猟・緑化推進

牛山佳祐
林業技師
森林整備，担い手対策

茶における品種別の潮風害（塩害）の発生について

散水等による対策をしっかりと！！

潮風害(塩害)は，一番茶生育期の強風や夏秋期の台風により発生します（図1）。

本害は，品種別で発生程度が異なります。今回，農業開発総合センター茶業部の調査結果（表1，図2）を紹介します。品種別に見ると特にさえみどりが潮風害が発生しやすいので，散水等の潮風害対策が必要です。

図1 潮風害(塩害)の状況

表1 品種別新葉の褐変程度

品種名	褐変程度
ゆたかみどり	1.8
さえみどり	2.6
あさつゆ	1.7
あさのか	1.6
やぶきた	2.0
はるもえぎ	1.1
かなやみどり	1.2
おくみどり	1.9
はるみどり	1.2

葉の褐変程度の指標
０：褐変無し
１：葉の1/10以下の褐変
２：葉の1/10～1/2の褐変
３：葉の1/2～3/4の褐変
４：葉の3/4以上の褐変

※調査は秋芽の新葉(上位2葉目)を使用

※褐変程度は指標により評価した値の平均値

図2　新葉の褐変状況（左上：さえみどり，右上：ゆたかみどり）
（左下：やぶきた，右下：はるもえぎ）

（担当：内村）

職員異動　お世話になりました。

日髙洋一郎（退職），諸木美智成（曽於畑地かんがい推進センター）

柳川辰己（北薩地域振興局農林水産部出水市駐在），濱島朗子（農業開発総合センター果樹部）

長谷川和徳（県庁環境林務部森林経営課），上原勝巳（県庁農政部農地保全課）

枝を診ることとは？

果樹の剪定，庭木等の樹木の剪定でも応用！

１　はじめに

果樹の剪定は,樹種や仕立て方によって剪定の方法は違ってきます。今回は紙面の都合で各樹種の剪定方法を記載できませんので,庭木等の樹木の剪定でも応用できる木を診る方法の一部を紹介したいと思います。

２　どこで切る

どうしても切らないといけない枝が右の図１のようにあったとします。あなたならどこで切りますか？

①はよく見られる切り方です。でも,この切り方で本当に大丈夫でしょうか？ この切り方をしてしまうと図２のように樹木の幹の芯の部分が最終的には腐ってしまいます。この切り方は公園等の樹木でみられ,切り残された枝が腐っているのが観察されます。

②は理想的な切り方です。自然と切り口が図２のようにふさがっていきます。このことを知っていると剪定のダメージを最少に抑えることができ,樹木を長生きさせることができます。

③は切りすぎです。最終的には図２のように幹まで傷つけてしまいます。

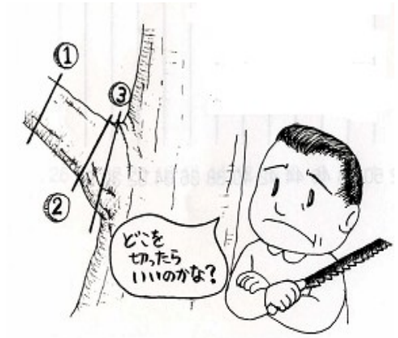

図１

３　裂ける枝と裂けない枝

枝を観察してると下記の図３のように枝の分岐部分が違う枝を観察されます。左が裂けやすい枝で右が裂けにくい枝です。枝の誘引を行う場合,分岐部分の状況を確認してから行います。

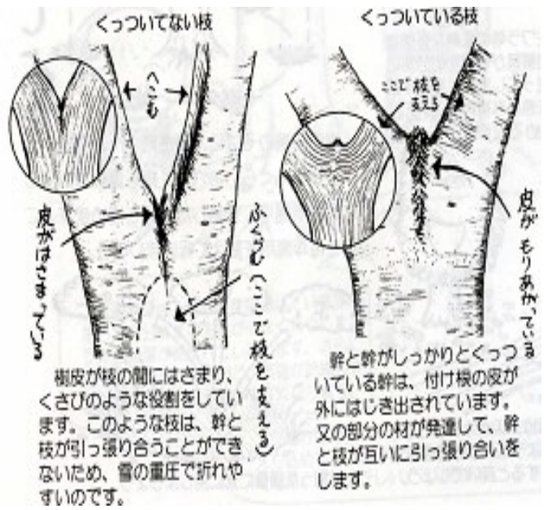

図３

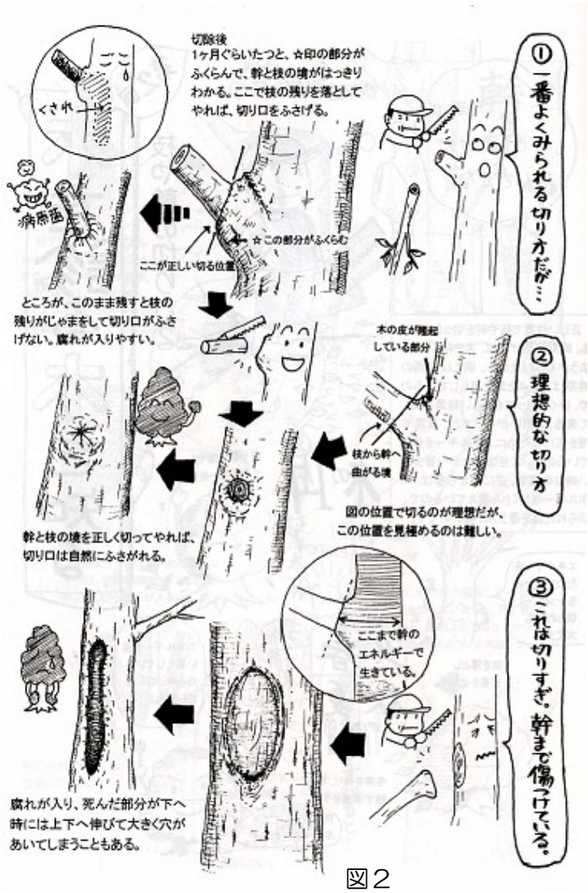

図２

参照　（財）日本緑化センター発行「木を診る木を知る」

（担当：田淵）

農業経営の「今」を見つめ，豊かな経営を考えよう！

屋久島は，たんかん・ぽんかんを中心とする果樹の島ですが，他にも生産額１千万円以上の作目として，茶，肉用牛，ばれいしょ，ドラセナ，養豚，ガジュツ，水稲，焼酎用さつまいも，シンビジウム，実エンドウ，時計草があります。果樹は一貫して屋久島の基幹作目ですし，茶は近年面積拡大が進んでいる作目，ばれいしょやさつまいも等の露地野菜も基盤整備地を集積して規模拡大が図られつつあります。個々の経営においても，生産資材や出荷経費が割高な離島のハンディや鳥獣被害等の課題を抱える中，適切な作目選択や規模拡大等により，優れた経営成果を上げている経営体があります。

今回は，経営の「今」をとおして，これから豊かな経営をするためにどうすべきかを考えてみましょう。

◆売上げを伸ばす

売上げを伸ばすことは豊かな経営を実現する第一歩といえます。

①規模が変わらないとして・・・

・技術を見直して，どこが悪いのか？　どうすれば 品質が上がるか？生産量が確保できるのか？　コストは低減できないか？を検討する。

②規模を拡大する・・・

・労働力は現状でいいか？　労働力が増えるとしたら，雇用はできるのか？省力化はできないか？技術は現状でいいか？を検討する。←「ムリはないか？」

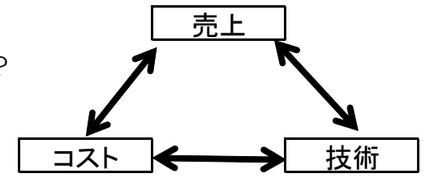

◆経費を見直す

・生産に必要な原材料，資材等の金額，使用量，使用方法を見直す。←「ムダはないか？」

◆技術を見直す，見つめる

・つねに，生産がうまくいっているかを管理，観察した上で，自分の技術が生産性と合致しているか？を検討する。

・生産性を上げる工夫はできないか？

↑「ムラはないか？」

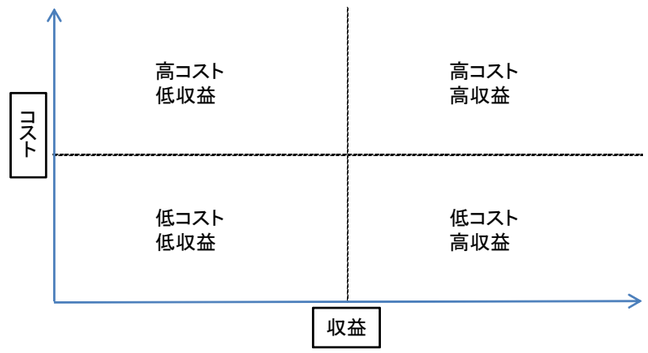

農業経営の「今」を見つめることは，豊かな経営確立のために，経営の工夫を生み出し，今後の目標を立てるきっかけや経営改善の足がかりにもなります。

自分ひとりでは見えないこともありますので，是非，機会を見つけて農業普及係まで

（担当：徳田）

ストップ！農作業事故！！
～乗用型トラクターの安全対策～

①安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用し、シートベルト着用を徹底しましょう！

安全キャブ・フレームのあるトラクターでもシートベルトを着用しなければ、安全域の中に身体が固定されないため、転倒した際に身体を守ることはできません。

【ここをチェック】

フレーム付きトラクターでのシートベルト着用を徹底しましょう。

いつも気をつけている ✓
今後もっと気をつける ✓

②作業環境を確認し、危険性に配慮しましょう！

【ここをチェック】

ほ場への進入路は、路肩等を整備しましょう！

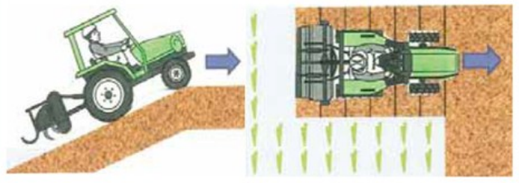

作業機を下げて、傾斜に対して直角の向きで入退出しましょう。

いつも気をつけている ✓
今後もっと気をつける ✓

【ここをチェック】

危険が潜む場所は草刈りで見通しをよくしましょう。

いつも気をつけている ✓
今後もっと気をつける ✓

③ブレーキペダルの連結を確認しましょう！

転落・転倒事故の多くは操作上のミスが伴うものと思われます。ほ場から出たところでの事故では片ブレーキによる事故などが考えられます。

【ここをチェック】

作業が終わったら、ほ場を出る前にブレーキを連結しましょう。

いつも気をつけている ✓
今後もっと気をつける ✓

農林水産省HP：
農作業安全資料より

（担当：入料）

農業・農村を支える新たな政策が誕生！！

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して，昨年度まで農地・水保全管理支払制度により支援されてきましたが，平成26年度より「日本型直接支払制度」の一環として，その内容が一新され，より使いやすい制度となりました。

多面的機能支払の内容

創設

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象
- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　等

組替

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- 施設の長寿命化のための活動　等

※農地・水保全管理支払を組替え・名称変更

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

水路のひび割れ補修

植栽活動

新制度の特徴

- 「農地維持支払」については，単独での実施が可能で，従来の水土里サークルのような組織だけでなく，農業者のみで構成される組織でも取り組めるようになりました。
- 現在，継続して実施されている水土里サークル活動については，「農地維持支払」と「資源向上支払」の両方に取り組む形に移行され，継続されることとなります。

交付金単価

地目	農地維持	資源向上
田	3,000円	2,400円
畑	2,000円	1,440円
草地	250円	240円

＊ 単位は，10アール当たりです
＊ 畑には樹園地含みます。
＊ 上記単価は新規地区に適用
（継続地区は若干下がります）

今回の制度は，農家が日頃から実施している法面の草刈りや，水路の泥上げ等に対して交付金が支払われますので，大変便利な制度となっています。
是非，本制度の活用をご検討なされていてはいかがでしょうか。
なお，不明な点やご相談については，お気軽に農村整備係(46-2122)までお願いします。